

京都市プレミアム付商品券を活用した消費喚起・生活支援対策事業業務委託（申請受付・審査・引換券発行等関係）質問回答

資料名	頁	項番・項目名	質問内容	回答
(別紙1)仕様書	6	第5-2 (2)データの取り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳(個人・世帯)データの外字情報については、どのようにご提供いただけるのでしょうか。 ・視覚障害者の情報はご提供いただけるのでしょうか。 ・外字データへの対応との記載があるが、具体的な外字の取り扱い方法を教えて下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳データの外字情報については、本市外字ファイルを光ディスク等の記憶媒体に収録し提供することを予定しております。詳細については、別途協議のうえ決定します。 ・視覚障害者の情報は提供させていただきます(提供データのフォーマット等の詳細は別途、協議させていただきます。) ・外字も含めた文字の取扱いについては、本市基幹システムの文字(字形)によることを原則と考えており、処理業務等に支障がないよう適切に対応いただく必要があるものと考えております。詳細については、別途協議のうえ決定します。
(別紙1)仕様書	16	第5-6(2)ア(ウ) b申請書の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズと記載されていますが、A3サイズでミシン目加工により分離する用紙を想定。問題ないでしょうか。 ・A3サイズについて、連帳の場合は通常のA3と縦サイズが若干異なるが問題ないでしょうか。(他用紙A4サイズの場合も同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載の申請書等の様式のサイズは原則とさせていただきますが、市民の申請手続等の利便性や事務処理の効率性等の観点から、本市と協議のうえ、サイズの変更をすることは可能です。 ・ただし、郵送料を安価とするため、郵送物は定形郵便物として送付できる範囲の規格とさせていただきます。
(別紙1)仕様書	16	第5-6(2)ア(ウ) dその他	<ul style="list-style-type: none"> ・「印字文字数の超過」、「文字の印字ができなかったもの」とはどのようなものを想定されていますでしょうか。 ・取り込んだデータが印刷時に文字数超過した場合のみでしょうか。 ・取り込むデータ自体が既に文字数超過している場合もありますでしょうか。その場合文字超過分データも提供いただけますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「印字文字の超過」については、例えば、氏名やマンション名などが印字文字数を超過している場合などを想定しています。 ・「文字の印字ができなかったもの」については、例えば、外字データの取込みができず、申請書に印字できなかった場合などを想定しています。 ・本市から引き渡すデータ自体が文字数超過していることもあり得ます。その場合における超過部分の提供方法等については、別途協議のうえ決定することとします。
(別紙1)仕様書	16	第5-6(2) ア申請書の作成・印刷・封入封緘・発送	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の作成は、世帯又は個人単位と記載されていますが、用紙作成枚数に関わります。世帯単位での作成でしょうか。個人単位での作成でしょうか。 ・世帯単位の場合の世帯数は。 ・同一宛先で複数枚となった場合、名寄せして封入する事を想定されていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載のとおり、原則として、市民税の扶養控除等に係る情報と住民基本台帳の世帯に基づき、世帯単位で送付できるものは世帯で送付することを想定しています。 ・世帯単位の場合の世帯数は、現時点で不明ですが、仕様書に記載のとおり、申請書の送付枚数は約34万枚を見込んでいます。 ・同一宛先で複数枚となる場合がどのようなケースになるのかにもよりますので、詳細は、本市と協議のうえ、決定させていただきたいと考えております。
(別紙1)仕様書	16	第5-6(2)ア(ウ) dその他	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍者に向けた対策を講じることと記載されていますが、対応は英語、中国語、韓国語で良いでしょうか。 ・外国籍者に向けた対策を講じる際、外国籍の人数をどの程度想定しておけばいいでしょうか。(引換券、非該当通知も同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国籍者に向けた対策」については、お見込みのとおりです。 ・一方で、外国籍の人数については、対象者が不明であり、現時点では想定できませんので、御了承ください。 ・なお、外国籍者への具体的な対応については、本市で、3箇国語(英語、中国語、韓国語)の案内チラシを作成しますので、受託者において、必要部数を印刷のうえ、申請書等の送付用封筒に封入・封緘をしていただくことを想定しています。
(別紙1)仕様書	16	第5-6(2)ア(ウ) dその他	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者に向けた対策を講じる際、視覚障害者の人数をどの程度想定しておけばいいでしょうか。(引換券、非該当通知も同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が不明であり、現時点では、想定できませんので、御了承ください。 ・なお、視覚障害者への具体的な対応については、点字シールを送付用封筒に貼付することを想定しており、本市で作成した点字シールを受託者において、封筒に貼付のうえ、封入・封緘をしていただくことを想定しています。

資料名	頁	項番・項目名	質問内容	回答
(別紙1)仕様書	17	第5-6(2)ア(オ) bその他	<ul style="list-style-type: none"> 区内特別郵便の持ち込み先は、どの程度の郵便局数を想定されていますか(郵便局数と郵便局名もお願いします)。 郵便局に持ち込む際に必要となる書類がありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局への持込方法は、本市と郵便局との調整のうえ、決定させていただきたく、現時点では想定できておりませんので、御了承ください。
(別紙1)仕様書	17	第5-6(2)ア (キ)申請書等の発送	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は複数回に分けて発送されるのでしょうか。 申請書の発送期限までに複数回に分けて郵便局に持ち込む事は可能でしょうか。 <p>例) 1回目 XX郵便局～〇〇郵便局 2回目 △△郵便局～□□郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、8月下旬から発送することを想定しており、基本的には、その時点でシステムで購入対象者としてデータ抽出された者(具体的な抽出条件やデータ確定日等は別途協議)については、一括して送付することを想定しています。ただし、その後、購入対象者として追加で抽出された者等については、順次、申請書送付することを想定しています。 郵便局への持ち込み方法については、本市と郵便局との調整のうえ、別途協議させていただきたくと考えております。
(別紙1)仕様書	18	第5-6(2)エ(イ) a数量見込み	<ul style="list-style-type: none"> 引換券の初回発送後、発送(作成)される回数ほどの程度想定されていますか。 また、回数毎の枚数はどの程度を想定されていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 引換券の発送回数や発送枚数については、申請書の受付件数等にもよるため、本市と受託者との協議のうえ、決定させていただきたくと考えております。 ただし、商品券の販売期間や使用期間を考慮して、対象者が商品券の購入・使用に支障がないよう、申請書の受付・審査等の事務処理を適切に行い、速やかに引換券を発送していただく必要があります。
(別紙1)仕様書	18	第5-6(2)エ(イ) c引換券の紙面構成・印字内容等	<ul style="list-style-type: none"> 商品券購入場所が申請者の住所等で変わるとありますが、どのような条件となりますでしょうか。 詳細は協議のうえ決定となりますが、郵便番号、住所等から分類できるものと考えておいて問題ありませんでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 引換券には、購入対象者の商品券購入を円滑に行うため、本市が別途指定する商品券購入場所を印字していただく必要があります。 具体的には、本市が指定する商品券購入場所(少なくとも約130箇所以上)について、郵便番号や住所等で区分したリストを作成する予定であり、基本的には、そのリストに基づき、申請者の住所(住民票住所に限らず、実際の居住住所とする場合もあり得る)ごとに分類したうえで、該当する購入場所を印字していただくことを想定しています。
(別紙1)仕様書	19	第5-6(2)エ(エ) b郵送の種類	<ul style="list-style-type: none"> 普通郵便となっていますが、「特定記録郵便」などの配達状況を記録する形態でなくてもよろしいのでしょうか。 郵便局に持ち込む際に必要となる書類がありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に記載のとおり、普通郵便を想定しております。 郵便局への持ち込み方法等、詳細は、別途協議のうえ、決定させていただきたくと考えております。
(別紙1)仕様書	14	第5-5(2) ア制度概要及び申請方法の説明	<ul style="list-style-type: none"> 区役所等でやむを得ず受け取った申請書について、事務センターまでの移送は貴市でご対応頂ける認識でよろしいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースに応じた対応となり、都度、本市からの指示に従っていただく必要がありますが、基本的には、本市において対応するケースが多いものと想定しています。
(別紙1)仕様書	15	第5-5(2) キ本業務に必要な備品等の準備	<ul style="list-style-type: none"> 区役所・支所相談窓口内部の備品等は受託者での用意が必要で、窓口スペース自体の設置(スペースの確保、パーティション)等は貴市に対応頂ける認識でよろしいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口スペース自体の設置についても受託者が行っていただく必要があります(パーティションを含めた窓口設置に必要な備品の調達・搬入・設置作業)。 なお、各区役所・支所における相談窓口の具体的な設置場所については、基本的に本市が指定させていただきますので、窓口スペースの確保(各区役所・支所との具体的な設置場所の調整等)は、本市が行います。